

名張市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格並びに食材費、電気代及びガス代を含む物価高騰の影響を受けている介護保険サービス事業所等の負担を軽減し、もって安定的かつ継続的な介護保険等サービスの提供に資するため、名張市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し、予算の範囲内で支援金を交付することについて、名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和4年7月1日（同日以後に新たに介護保険サービス事業所等の指定等を受けた場合は、当該指定等の日（以下「指定日」という。））時点において、次の各号のいずれかの指定等（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、介護保険サービス事業所の指定等があったものとみなす場合を除く。）を受けている市内に所在する事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の代表者とする。この場合において、事業所等は、令和4年7月1日又は指定日のいずれか遅い日から第4条第1項の規定による申請の日まで継続して事業を運営しているものとする。

- (1) 介護保険法に規定する訪問介護事業所、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム
- (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅

2 前項の規定にかかわらず、障害福祉サービス等を行う介護保険サービス事業所が名張市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援金交付要綱（令和5年告示第 号）に基づく名張市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援金の交付を受ける場合は、支援金は交付しない。

(交付対象経費及び交付の額)

第3条 支援金の交付の対象となる経費は事業所等における次に掲げる経費（消費税及び地方消費税に係る部分を除く。）とし、支援金の額は別表に定める額とする。

- (1) 令和4年7月1日又は指定日のいずれか遅い日から令和5年3月31日までの食材費、電気代及びガス代

(2) 令和4年10月1日又は指定日のいずれか遅い日から令和5年3月31日までのガソリン代（事業所等が車両のガソリン代を負担している場合に限る。）

(交付申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする交付対象者は、令和5年3月31日までに、名張市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）に事業所・施設別申請額一覧（様式第2号）、事業所等個票（様式第3号）及び必要な書類を添えて、市長に提出することにより、申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、規則第14条に規定する状況報告及び規則第16条に規定する実績の報告を兼ねるものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、速やかに、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、交付すべき金額を確定し、名張市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金交付決定兼額の確定通知書（様式第4号）により、当該申請を行った者（次条第1項において「交付決定者」という。）に通知をするものとする。

(支援金の交付等)

第6条 交付決定者は、前条の規定により交付すべき支援金の額が確定したときは、名張市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金請求書（様式第5号）を市長に提出することにより、支援金の請求をするものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第7条 市長は、規則第20条第1項の規定による交付決定の取消しを行った場合のほか、偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けたと認めるときは、支援金を返還させることができる。

2 前項の規定による支援金の返還を求められた者は、市長が定める期日までに、当該支援金を市長に返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の

決定をした支援金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

1 食材費相当分

指定等区分		支援金の額（月額）
1	認知症対応型共同生活介護事業所	定員1人につき、750円

備考 事業所等の定員の数は、令和5年7月1日時点のものとする。ただし、同日以後に指定等を受けた事業所等については、当該指定等を受けた日時点の数とする。（以下この表の2及び3において同じ。）

2 電気代相当分

指定等区分		支援金の額（月額）
1	訪問介護事業所	1の事業所等につき、7,500円
2	訪問看護事業所	
3	居宅介護支援事業所	
4	通所介護事業所	定員1人につき、600円
5	地域密着型通所介護事業所	（小規模多機能型居宅介護事業所の定員の数は、通い及び宿泊の定員の数の合計とする。）
6	認知症対応型通所介護事業所	
7	小規模多機能型居宅介護事業所	
8	短期入所生活介護事業所（空床型の短期入所生活介護の定員を除く。以下同じ。）	
9	短期入所療養介護事業所（空床型の短期入所療養介護の定員を除く。以下同じ。）	定員1人につき、1,000円
10	認知症対応型共同生活介護事業所	
11	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	
12	介護老人福祉施設	
13	介護老人保健施設	
14	介護医療院	
15	養護老人ホーム	
16	軽費老人ホーム	
17	有料老人ホーム（特定施設入所者生活介護事業所を含む。以下同じ。）	
18	サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入所者生活介護事業所を含む。以下	

	同じ。)
--	------

3 ガス代相当分

指定等区分		支援金の額 (月額)
1	訪問介護事業所	1の事業所等につき、950円
2	訪問看護事業所	
3	居宅介護支援事業所	
4	通所介護事業所	定員1人につき、85円
5	地域密着型通所介護事業所	
6	認知症対応型通所介護事業所	
7	小規模多機能型居宅介護事業所	
8	短期入所生活介護事業所	定員1人につき、125円
9	短期入所療養介護事業所	
10	認知症対応型共同生活介護事業所	
11	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	
12	介護老人福祉施設	
13	介護老人保健施設	
14	介護医療院	
15	養護老人ホーム	
16	軽費老人ホーム	
17	有料老人ホーム	
18	サービス付き高齢者向け住宅	

備考 ガスを使用している事業所等に限る。

4 ガソリン代相当分

指定等区分		支援金の額 (月額)
1	訪問介護事業所	車両1台につき、500円
2	訪問看護事業所	
3	居宅介護支援事業所	
4	通所介護事業所	車両1台につき、1,250円
5	地域密着型通所介護事業所	
6	認知症対応型通所介護事業所	
7	小規模多機能型居宅介護事業所	
8	短期入所生活介護事業所	車両1台につき、500円
9	短期入所療養介護事業所	

10	認知症対応型共同生活介護事業所
11	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所
12	介護老人福祉施設
13	介護老人保健施設
14	介護医療院
15	養護老人ホーム
16	軽費老人ホーム
17	有料老人ホーム
18	サービス付き高齢者向け住宅

備考

- 1 この支援金の対象となる車両は、事業所等が所有又は使用している車両であって、自らがガソリン代を負担している車両のうち、次のいずれかの用務に使用していること。
 - (1) 利用者の送迎
 - (2) 事業所等の職員による利用者の居宅への訪問
 - (3) 利用者の医療機関への通院
- 2 前項の規定にかかわらず、車両を複数の事業所等で共用している場合には、当該車両の使用時間が最も長い事業所等において申請するものとする。
- 3 車両の数は、令和4年10月1日（同日以後に指定等を受けた事業所等については、当該指定を受けた日）時点のものとし、5台を上限とする。

様式第1号（第4条関係）

名張市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書

年 月 日

名張市長 宛て

〒

申請者所在地

法人等名称

代表者氏名

印

名張市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱（令和5年名張市告示第号）第4条第1項の規定により、介護保険サービス事業所等物価高騰対策緊急支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

申請内容

事業所等区分		事業所・施設数	申請額(円)
1	訪問介護事業所		
2	訪問看護事業所		
3	居宅介護支援事業所		
4	通所介護事業所		
5	地域密着型通所介護事業所		
6	認知症対応型通所介護事業所		
7	小規模多機能型居宅介護事業所		
8	短期入所生活介護事業所		
9	短期入所療養介護事業所		
10	認知症対応型共同生活介護事業所		
11	地域密着型介護老人福祉施設		
12	介護老人福祉施設		
13	介護老人保健施設		
14	介護医療院		
15	養護老人ホーム		
16	軽費老人ホーム		
17	有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護事業所含む。）		
18	サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護事業所含む。）		
合計			

担当者	申請に関する連絡先	電話番号		メールアドレス	
	申請に関する担当者	部署名		氏名	

添付書類

- ・事業所・施設別申請額一覧（様式第2号）、事業所等個票（様式第3号）
- ・ガソリン代の対象となる車両の車検証の写し

(裏面)

誓 約 書

名張市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」といいます。）の交付申請に当たり、下記の全ての項目について誓約します。

万一、誓約した内容に偽りがあった場合は、受け取った支援金を速やかに返還します。

記

1. 介護保険サービス提供を行っている月は、事業所・施設別個票（様式第3号）に記載した内容と相違ありません。
2. 令和5年3月末まで介護保険サービス等の提供を継続します。
3. ガスを使用している事業所等に限り、ガス代相当分の支援金の申請を行っていません。
4. 支援金の申請を行った車両は、全て当方が所有又は使用する車両であって、当方が当該車両のガソリン代を負担しています。
5. 支援金の趣旨を踏まえ、この支援金は物価高騰対策に係る燃料光熱費等に充当することとし、利用者の負担増加を抑制することに努めるとともに、介護保険サービス等の継続的な提供に努めます。

年 月 日

所 在 地

法人等名称

代表者氏名

印

事業所・施設の状況	フリガナ				介護保険事業所番号
	事業所・施設の名称				
	サービス種別			人	車両の 所有台数
	事業所・施設の所在地	(郵便番号 -) 三重県名張市			
	連絡先	電話番号		E-mail	
管理者の氏名					

<積算内訳>

	基準単価	事業所・施設におけるガス使用状況有無								申請額	円
		R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	所要額
サービス提供											
電気											
ガス											
食材											
ガソリン											
計											

<所有する車両一覧> 車両のナンバー等を入力してください。ナンバーは右詰めで入力してください。

	地名	分類番号	ひらがな	一連指定番号			
1						-	
2						-	
3						-	
4						-	
5						-	

確認事項	
	この支援金と対象経費を重複して、名張市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援金の交付を受けていません。
	この支援金に係る証拠書類を5年間(令和10年3月末まで)適切に整備、保管します。
	サービス種別・申請金の額等の内容は、事実に相違ありません。

様式第4号（第5条関係）

名張市指令第 号
年 月 日

所在地
法人等名称
代表者氏名

様

名張市長

名張市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった、名張市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金については、名張市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱（令和5年名張市告示第 号）第5条の規定により、下記のとおり交付決定するとともに交付額を確定しましたので通知します。

記

1 支援金の名称 名張市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金

2 交付決定兼交付確定額 金 円

3 交付の条件

補助金の交付対象事業者は、名張市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱及び名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年名張市規則第4号）に定める事項を遵守するほか、本市の職員から指示があったときはそれに従うこと。

様式第5号（第6条関係）

名張市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金請求書

年 月 日

名張市長 宛て

所在地

法人等名称

代表者氏名

印

年 月 日付け名張市指令第 号で交付決定の通知のあった名張市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金について、名張市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱（令和5年名張市告示第 号）第6条第1項本文の規定により、下記のとおり交付されたく請求します。

記

請求金額 _____ 円

名張市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金の交付については、次の口座にお振り込みください。

振込口座情報	
金融機関名	
金融機関コード	
支店名	
支店コード	
種別	
口座番号	
口座名義人	
口座名義人（カナ）	